

——就労相談——

1. 三鷹市障がい者就労支援センター かけはし

一般企業への就労を希望する障がいのある方（またはご家族）に対し、就労に関する相談（予約制）、ハローワーク等と連携した求職活動支援や就職後の定着支援（登録制）を行います。面談の後、登録していただいたうえで、支援を開始します。

所在地 三鷹市下連雀 4-15-18 下連雀複合施設2階
☎ 0422-27-8864 FAX 0422-76-1442

2. 三鷹公共職業安定所（ハローワーク三鷹）

障がい者（身体・知的・精神障がい）の方のための専門の係があり、職業相談及び紹介を行っています。また、聴覚障がい者の方のための手話通訳付相談も行っています（毎月1～2回 水曜日 14時～16時）。

窓 □ 三鷹公共職業安定所専門援助第2部門 ☎ 0422-47-8618

3. 障害者就業・生活支援センター オープナー

厚生労働省及び東京都の委託を受け、運営しています。多摩地域の障がい者の就労支援の拠点として、ハローワークや職業訓練機関、就労支援機関と連携しながら、障がい者の就職をバックアップします。

窓 □ 障害者就業・生活支援センター オープナー ☎ 042-571-6055

4. 東京障害者職業センター

就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。ご利用の前に電話かファクスでご連絡ください。

窓 □ 東京障害者職業センター
☎ 03-6673-3938 FAX 03-6673-3948
東京障害者職業センター多摩支所
☎ 042-529-3341 FAX 042-529-3356

5. 総合コーディネート事業（東京しごと財団）

ハローワークや地域の障がい者就労支援機関、企業等の関連機関と連携して、障がいのある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

窓 □ （公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎ 03-5211-2681

6. 障害者就業支援情報コーナー（東京しごと財団）

東京しごとセンター5階に障害者就業支援情報コーナーを開設し、障がいのある方の就業に関する情報を提供しています（職業紹介はしていません）。

窓 □ （公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎ 03-5211-2681

7. 日本盲人職能開発センター

視覚障がい者の職業指導や相談を行います。

窓 □ （社福）日本盲人職能開発センター
☎ 03-3341-0900 FAX 03-3341-0967

——職業訓練——

1. 就労移行支援

サービスの内容、利用するための手続きなどについては、1～4ページをご覧ください。

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

2. 東京障害者職業能力開発校

情報系、ビジネス系、医療・福祉事務系など多職種の訓練を行います。募集は毎年9月～12月頃に行います。

対 象 身体障がい、視覚障がい、知的障がい、発達障がい及び精神障がいのある、義務教育終了の方

所在地 小平市小川西町 2-34-1 ☎ 042-341-1411

窓 口 三鷹公共職業安定所 ☎ 0422-47-8609

3. 国立職業リハビリテーションセンター

障がいのある方の自立に必要な職業指導や職業訓練などを体系的に提供します。機械製図科、電子機器科など。

対 象 身体障がい、精神障がい、知的障がいなどの方

所在地 埼玉県所沢市並木 4-2 ☎ 04-2995-1711

窓 口 三鷹公共職業安定所 ☎ 0422-47-8609

4. 身体障害者福祉工場

工場の従業員として、各種の仕事に従事します。仕事の内容は、工場によって異なります。

対 象 生活能力を有しながら、通勤の困難等の理由で、一般企業への就職困難な身体障がいの方

所在地 葛飾区、板橋区、大田区（宿舍を併設）

窓 口 三鷹公共職業安定所 ☎ 0422-47-8609

5. ヘレン・ケラー学院

あんま、マッサージ、指圧、はりきゅうの訓練。

対 象 義務教育を終了した、15歳以上で視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方
(入学試験あり)

所在地 新宿区大久保 3-14-20 ☎ 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

6. 障害者委託訓練事業（東京しごと財団）

障がいのある方が就職に必要な知識・技能を身につけるため、都内ハローワークと連携して、企業や民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人など地域の多様な委託先を活用し短期の職業訓練を実施します。

窓 口 (公財) 東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎ 03-5211-2681

7. 障がい者更生訓練費の給付

障害者総合支援法に規定する自立訓練や就労移行支援等を受けている身体障がい者であって、本人及び配偶者の市民税が非課税の方や生活保護を受給している方に対して更生訓練費や通所のための経費を給付します。給付額は、を受けている支援の種別や訓練に従事した日数により異なります。

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

——雇用促進——

1. 障がい者の雇用促進制度

ハローワークの紹介等により障がい者を雇用する場合に、公的な助成が受けられます。

窓 口 三鷹公共職業安定所 ☎ 0422-47-8609

2. 障がい者を雇用する事業主への助成

事業主や事業主の団体が障がい者を新たに雇い入れたり、障がい者の安定した雇用を維持するために、作業施設や設備の改善をしたり、職場環境への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行ったりする場合、助成を行います。負担の軽減を図ることで障がい者の雇い入れや継続雇用を容易にしようとする制度です。

窓 口 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部
☎ 03-5637-2284 FAX 03-5638-2282

3. 東京ジョブコーチ支援事業（東京しごと財団）

障がいのある方が就職して円滑に働き続けることができるように、また企業がスムーズに受け入れられるよう、職場内外の環境を整えて職場定着を支援するジョブコーチを派遣します。

窓 口 （公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎ 03-5211-2681

——しごとの場——

一般企業等での就労が困難な人等に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約を結んで利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。市内の施設一覧は71ページをご覧ください。

1. 就労継続支援A型（雇成型）

サービスの対象、利用するための手続きなどについては、1～4ページをご覧ください。

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

2. 就労継続支援B型（非雇成型）

サービスの対象、利用するための手続きなどについては、1～4ページをご覧ください。

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653～2655

おかね

——資金の貸付——

1. 生活福祉資金の貸付

高齢者や障がい者がいる世帯に、生業・住宅・修学・災害その他に必要な資金を調達、審査によりお貸しします。利子は、教育支援資金は無利子、その他の資金は、保証人有なら無利子、無なら年 1.5%です。

窓 □ 三鷹市社会福祉協議会 ☎ 0422-46-1108

——自動車事故被害者に対する支援——

1. 自動車事故被害者支援制度 (NASVA)

独立行政法人「自動車事故対策機構 (NASVA)」の被害者支援事業のうち、重度後遺障害者向けの制度があります。

● 介護料支給制度 ※介護保険、労災保険の介護（補償）給付等との併給不可。

● 交通遺児等への修学資金貸付

(死亡又は重度の後遺障害となった保護者の子で0歳から中学校卒業まで)

● 自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障がい者）専門のNASVA療育センター

窓 □ 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管支所

〒130-0013 墨田区錦糸 1-2-1 アルカセントラルビル8階

☎ 03-3621-9941

税金・公共料金

税金

1. 税の控除

障がい者又は障がい者を扶養されている方に対する税の控除等は次の表のとおりです。
詳細は各窓口にお問合せください。

制 度	内 容 (対 象)	窓 口
所得税 市民税 都民税	納税義務者ご自身若しくは納税義務者の税法上の同一生計配偶者又は扶養親族（年齢 16 歳未満の年少扶養親族を含む。）が、次の①～⑤に該当する場合、所得税や市民税・都民税の <u>障害者控除</u> の適用を受けられる場合があります。 ① <u>身体障害者手帳</u> 、 <u>愛の手帳</u> 、 <u>戦傷病者手帳</u> 、 <u>精神障害者保健福祉手帳</u> をお持ちの方 ② 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ③ 常に就床し複雑な介護を受けている方 ④ 年齢 65 歳以上で障がいの程度が障がい者に準ずる者として市町村長等の認定を受けている方 ⑤ 精神保健指定医などの判定により知的障がい者とされた方 など	所得税： 武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311 市民税・都民税： 市民税課 ☎ 0422-45-1151 内) 2342～2348
相続税	年齢 85 歳未満の障がい者が相続人である場合、相続税の <u>障害者控除</u> の適用を受けられる場合があります。	武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311
贈与税	特定障がい者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい者を受益者とする財産の信託があった場合、贈与税が非課税になる場合があります。	武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311
個人事業税	納税者ご自身又はその扶養親族等が障がい者である場合、申請により個人事業税が減免される場合があります。	立川都税事務所 ☎ 042-523-3173
利子等	預貯金の利子等が非課税になる場合があります。	各金融機関

2. 自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免

次の車両については、自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。減免の適用を受けられる要件その他詳細は、各問合せ先にご確認ください。

- ① 身体障がい者や精神障がい者（以下「身体障がい者等」といいます。）又は身体障がい者等と生計を同一にする方が所有する車両で、身体障がい者等のために使用するもの（身体障がい者等が所有する車両で、常時介護する者が運転するものを含む。）
- ② 車両の構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである車両

対 象

手帳の種類		障がいの程度	
身体障害者手帳/戦傷病者手帳		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障 が い の 区 分	視覚障がい	1級～3級・4級の1	特別項症～第4項症
	聴覚障がい	2級・3級	特別項症～第4項症
	平衡機能障がい	3級・5級	特別項症～第4項症
	音声機能、または言語機能障がい	3級(こう頭摘出に限る)	特別項症～第2項症 (こう頭摘出に限る)
	上肢機能障がい	1級・2級	特別項症～第3項症
	下肢機能障がい	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	体幹機能障がい	1級～3級・5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(上肢機能)	1級・2級	—
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい(移動機能)	1級～6級	—
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障がい	1級・3級・4級	特別項症～第3項症
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	—
肝臓機能障がい	1級～4級	特別項症～第3項症	
愛の手帳	総合判定1度～3度		
精神障害者保健福祉手帳	1級(自動車税の場合は、1級かつ精神通院医療に係る自立支援医療受給者に限る)		

(掲載内容及び順序は三鷹市市税条例施行規則による。)

※ 令和元年10月1日、地方税法の改正に伴い、自動車取得税が廃止され、自動車税と軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。これまでの自動車税、軽自動車税はそれぞれ「種別割」と名称が変わりました。なお、軽自動車税（環境性能割）は市税となりますが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。

問合せ

自動車税（環境性能割・種別割）

軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（種別割）

東京都都税総合事務センター自動車税課
〒176-8517 練馬区豊玉北6-13-10

☎ 03-3525-4066

市民税課税務管理係

☎ 0422-45-1151 内) 2355～2356

——公共料金など——

1. 都立公園入園料と駐車料の減免

各都立公園窓口で手帳を提示すると、障がいのある方の入園料及び駐車料が無料になります。

対 象 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者とその付添い人（必要な範囲に限る。原則1人。）

窓 口 各公園窓口

2. NHK受信料の減免



身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者がいる世帯は、放送受信料が減免になります。

対 象

◆半額免除◆

- ① 契約者が世帯主で、身体障害者手帳を所持する視覚障がい又は聴覚障がいの方
- ② 契約者が世帯主で、重度の障がい者（身体障害者手帳1,2級、愛の手帳1,2度、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者）の方
- ③ 契約者が世帯主で、重度の戦傷病患者（戦傷者手帳の特別項症から第一款症まで）の方

◆全額免除◆

- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で市民税非課税世帯
- ② 社会福祉事業施設入所者

問合せ NHK西東京営業センター ☎ 042-528-6000

窓 口 障がい者支援課 障がい者医療・給付係 ☎ 0422-45-1151 内) 2617、2618

3. NTT無料番号案内（ふれあい案内）

NTTの電話番号案内の案内料が無料になる制度です。事前に登録が必要です。

- 対 象**
- ① 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
 - ・視覚障がい 1～6級
 - ・上肢機能障がい 1,2級
 - ・体幹機能障がい 1,2級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1,2級
 - ② 愛の手帳をお持ちの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④ 戦傷病患者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
 - ・視力の障がい 特別項症～第6項症
 - ・上肢の障がい 特別項症～第2項症

内 容 「104」を回した後、あらかじめ届け出た電話番号と登録してある暗証番号を申し出る。

窓 口 フリーダイヤル0120-104-174（全国共通、受付時間9時～17時）

4. 携帯電話の障がい者割引

携帯電話の基本料金等の割引が受けられます。

- 対 象 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
窓 口 各携帯電話会社営業所

5. 郵便料金の減免等

◆「青い鳥郵便葉書」の無償配付◆

身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する理解と認識をさらに深めることを目的として、オリジナル封筒に入った郵便はがき20枚を年1回無料配布しています。

- 対 象 身体障害者手帳1,2級の方及び愛の手帳1,2度の方
手続き 毎年4～5月に受付しています。
窓 口 詳しくはお近くの郵便局でおたずねください。

◆障害者郵便物の料金減免◆

盲人用郵便物や聴覚障がい者用小包等に料金の減免があります。

- 窓 口 詳しくはお近くの郵便局でおたずねください。

6. 水道・下水道料金の減免

水道料金については、基本料金と1月当たり10 m³までの従量料金の合計額、
下水道料金については、1月当たり8 m³までの料金を減免します。

- 対 象 児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受けている方
窓 口 東京都水道局多摩お客さまセンター
使用開始・中止、ご契約内容の変更 ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)
料金、漏水、その他のお問い合わせ ☎ 0570-091-101 (ナビダイヤル)
※ ナビダイヤルを利用できない場合
☎ 042-548-5110 FAX 042-548-5115

社会活動への参加

——文化——

1. 三鷹市障がい者作品展

障がいがある方々が製作した絵画、書、手工芸品などの作品展を実施します。毎年障害者週間に合わせ、市民ホールで開催しています。

窓 口 障がい者支援課 障がい者相談係 ☎ 0422-45-1151 内) 2653~2655

2. 東京都障害者総合美術展

障がい者の芸術・文化活動への参加及び優れた才能の発掘・育成を通じて生活を豊かにし、自立と社会参加を促進するとともに、障がい者への理解を深めることを目的として毎年開催されています。

窓 口 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 ☎ 03-5320-4147

——スポーツ——

1. 東京都障害者スポーツ大会

身体障がい者部門と知的障がい者部門があります。毎年5～6月頃実施。

窓 口 東京都障害者スポーツ協会 ☎ 03-5206-5586

2. 障がい者の方に配慮したスポーツ施設

名称	所在地	窓口
SUBARU 総合スポーツセンター	三鷹市新川 6-37-1	三鷹市スポーツと文化財団 ☎ 0422-45-1113
東京都障害者総合スポーツセンター	北区十条台 1-2-2	東京都障害者スポーツ協会 ☎ 03-3907-5631
東京都多摩障害者スポーツセンター	東京都国立市 富士見台 2-1-1	東京都障害者スポーツ協会 ☎ 042-573-3811
戸山サンライズ全国障害者総合福祉センター 体育館	新宿区戸山 1-22-1	戸山サンライズ全国障害者総合福祉センター ☎ 03-3204-3611

3. スポーツに関する相談・講習（東京都障害者スポーツ協会）

◆健康スポーツ相談◆

医師や医学療法士及びスポーツスタッフが、運動内容や運動量等について助言指導します。

◆スポーツ導入教室◆

初めて利用される方や不安を抱えている方に対して、安心してスポーツ活動が行えるような支援を行います。

窓 口 東京都障害者総合スポーツセンター ☎ 03-3907-5631
東京都多摩障害者スポーツセンター ☎ 042-573-3811

——レクリエーション——

1. 三鷹サタデー学級

毎月第2、4土曜日に、スポーツの部と文化部に分かれて活動しています。

対 象 知的障がい児・者

問合せ (代表者) 小嶋 洋子 ☎ 03-3300-7113

2. 東京都障害者休養ホーム事業

障がい者(児)とその家族の保養のために、箱根、熱川、勝浦などの指定された保養施設の利用料の一部を補助します。

補助額 障がい者 大人 6,490円まで(子ども5,770円まで)

付添い人 大人 3,250円まで

対 象 ① 都内に居住する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

② 障がい者(児)等に同行する付添い人(上記対象者につき一人)

窓 口 障がい者支援課 障がい者医療・給付係 ☎ 0422-45-1151 内) 2659

問合せ (公財) 日本チャリティ協会

☎ 03-3353-5942

FAX 03-3359-7964(聴覚障がい者専用)

——福祉バス(ふれあい号)の利用——

福祉活動や研修目的のために利用できる福祉バスを、市内の福祉団体に対して無料で貸し出ししています。有料道路や駐車場の利用料金は利用団体の負担です。車いす用リフト付きバスも選択できます(バス会社からの借り上げ方式)。

対 象 障がい者、高齢者及び児童に対しその社会活動を支えている団体(登録が必要)

制 限 1 団体 1 年度内に宿泊利用(1泊2日) 1回。日帰り利用1回の計2回まで。

ただし、日帰りの使用は宿泊の使用がない場合に限り1年度当たり2回まで。

運行距離 日帰り 150km、1泊 250km 以内

手続き 窓口へお申し込みください。6ヶ月前から受付けます。

窓 口 障がい者支援課 障がい者支援係 ☎ 0422-45-1151 内) 2647、2652